

4. 気象業務法改正と気象予報士

(財)日本気象協会気象情報部長 若林 徳 司

1. はじめに

最近、天気予報が変わったことにお気づきでしょうか。気象業務法の一部改正で、5月18日から気象予報士が独自の天気予報を発表できるようになりました。「局地予報」「ポイント予報」「時系列予報」とそれぞれの名称(呼称)は違いますが、気象庁が公開している20km毎の詳細なデータを基に、市町村単位のきめ細かな天気予報がテレビ、新聞などのメディアを通してお茶の間に届けられています。

この情報を基に日常生活、余暇の活動に、また、お仕事に(産業活動)にどう利活用するかは情報の受け手である皆さんに委ねられています。

2. 気象業務法の改正

気象業務法の一部改正は、この法律が昭和27年6月2日に制定されて以来の本格的な改正です。この法律改正の要点は「気象業務支援センターの設立」と「気象予報士制度の新設」です。

法律の改正の背景は、一つに気象業務は、日進月歩の進展をしており、その内容も社会の要請、科学および技術の発展とともに高度化してきていること。もう一つは、我が国全体が高度情報化社会を迎えつつあることがあげられます。

このような状況下において我が国全体としての気象サービス(情報産業としての側面を含む)のあり方を検討することが必要になってきたためです。

そこで、気象庁は平成3年3月(1991.3)に気象審議会に対して、諮問第18号として「社会の高度情報化に適合する気象サービスのあり方」について諮問をしています。そして平成4年3月(1992.3)に18号答申が出され、翌年の平成5年5月(1993.5)第126回通常国会において、この法律が可決され、平成7年5月18日(1995.5.18)から民間気象事業者の提供する局地予報が、テレビ、新聞などを通じて不特定多数の方々に提供が可能となりました。

国民生活の質的向上、産業構造の変化に伴う気象情報のニーズは今後ますます多様化し、かつ高度化していくことを前提とした今回の法改正は官民の役割分担を明確にすることによる気象情報サービスの推進を図る一つの方法でもあると云えます。

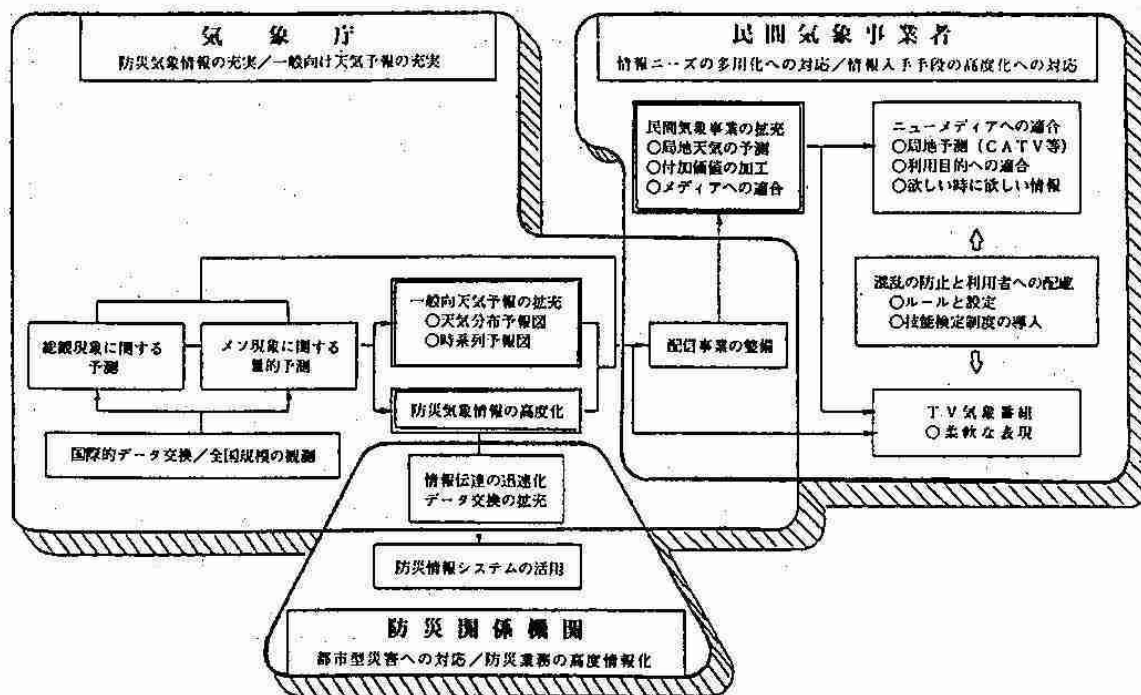


図1 官民の役割分担

詰問		答申		答 申 名
番号	年月日	番号	年月日	
1	31.11.19	1	32. 5.30	気象業務の改善方針に関する答申
2	33. 1.21	2	33. 9.11	農林水産業に係る気象業務の整備方針に関する答申
3	35. 1.18	3	35. 4.13	防災気象情報の伝達組織の強化と利用体制の向上に関する答申
4	36. 2. 6	4	36. 7. 7	沿岸防災気象業務の整備方針に関する答申
5	37. 7.17	5	39. 5. 8	航空機による気象観測について
6	39.10.26	6	41. 5.27	今後の社会的要請に対応する気象業務のあり方およびその推進方策について
6-2	39.10.26	6-2	42. 7.13	今後の社会的要請に対応する気象業務のあり方およびその推進方策について
7	41. 5.17	7	41. 9.22	航空機の航行安全確保のための航空気象業務の整備強化の方策について
8	45. 6. 4	8	45. 7.18	世界気象監視(WWW/World Weather Watch)計画の一環としてわが国気象業務の整備強化について
9	46. 3.23	9	46. 7.20	気象業務整備5か年(昭和47~51年度)計画の大綱について
建議	45.11. 9		50. 3.26	気象衛星の長期構想について
10	52. 3.19	10	52. 8.16	短時間予報体制強化の方針について
11	52. 3.19	11	52. 8.16	気象災害にかかわる気候調査研究体制整備の方針について
12	52. 3.19	13	52.11.24	第4次地震予知計画に関する気象庁地震業務の将来計画について
13	52. 3.19	12	52. 8.16	海洋観測システム整備とその成果の利用促進の方針について
14	54. 3. 2	14	55. 7.30	今後の航空気象業務整備に関する方針について
15	57. 2.22	15	58. 3.18	気象変化に関する長期的な対応について
16	61. 2.24	16	61. 5.22	今後の台風進路予報のあり方について
17	61.11.19	17	63. 5.30	気象庁における地球科学に関する新たな研究及び技術開発の課題とその推進方策
18	H3. 3. 7	18	H4. 3.23	社会の高度情報化に適合する気象サービスのあり方について
19	H6. 3.25	19	H6.10. 6	今後の地震・津波情報の高度化のあり方について

表-1 気象審議会詰問答申一覧

3. 財団法人気象業務支援センター

今後の法律の改正の一つとして、気象庁では気象業務の健全な発達を図ることを目的として標記の新しい公益法人を設立させました。

その業務内容は多岐にわたっていますが、主なものとしては次の3つあげられます。

- (1) 気象予報士試験の指定機関としての業務。
- (2) 気象庁が保有する情報の提供業務。
- (3) 天気情報の利用に関する相談その他の援助、研修などの業務。

なかでも、(2)は気象庁に集中している膨大な観測データ、および解析データを現在実施している方法、すなわち、気象庁が直接サービスしている一部の機関を除いて、今後は、気象庁の保有する、数値予報データと結果、気象衛星、レーダー、アメダスなどの全ての情報提供を行うのですから、その責任は大変重いものになります。

4. 気象予報士

気象情報は、いざという時には防災情報と裏表の関係になるものと考えられます。不適切な情報が流されると大きなパニックがおこる可能性があるからです。

このため普段から情報の質の確保が重要となる訳です。従って気象庁から提供される数値予報などの高度な予測データを適切に処理し、利用者である一般または企業の方々から様々な要求に対して応じられる質の高い気象情報を責任をもって作成する知識および技術を有することが気象予報士に求められます。

今後の法律の改正では、気象業務法第17条で予報業務の許可（予報業務許可事業者）を受けたものは各種業務の内、現象の予想を気象予報士に行わせることと第19条の3項に明確にうたわれています。

ここで、気象予報士に係わる法律を整理すると次の様になります。

気象予測値経時変化図 位置 北緯43°17'30"東経141°22'30"
6月7日9時—6月8日9時

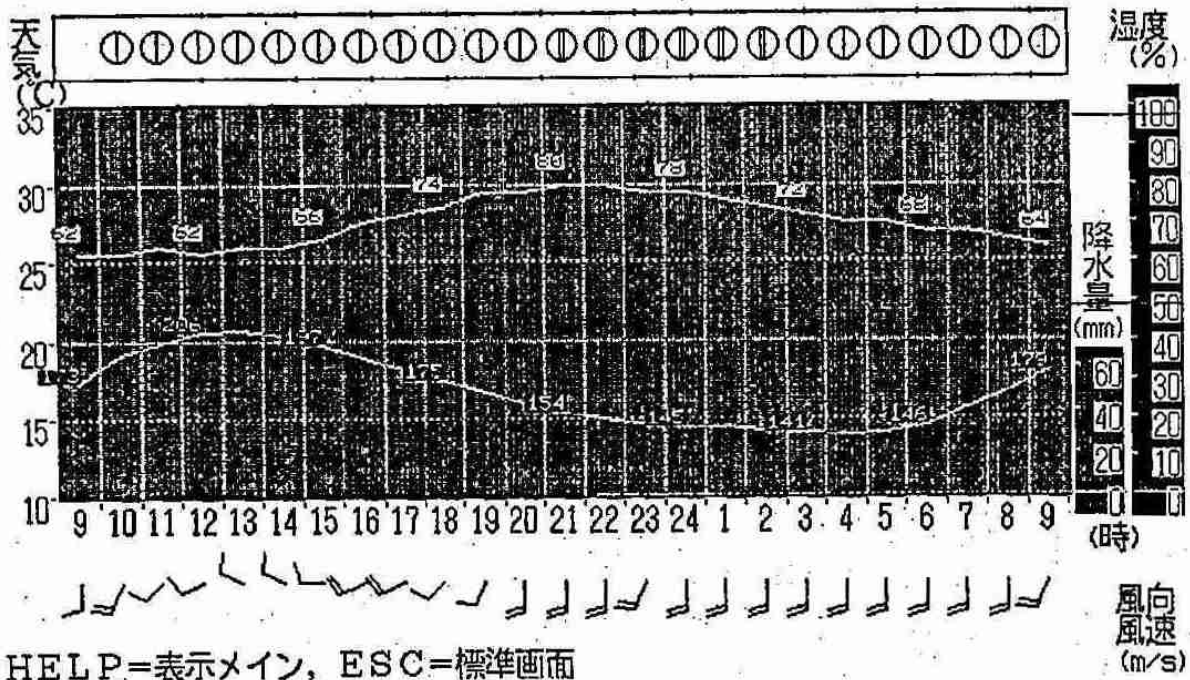


図2 オンラインによる局地予報例

- ①気象業務の実施に関する許可を受けた者は予報業務の利用者に発表する現象の予想（気象および波浪）の業務については気象予報士に行わせなければならないものとする。
- ②予報業務の実施に関する許可を受けた者は、その予報業務を行う事務所ごとに、必要な人数の気象予報士を置かなければならない。
- ③気象庁長官は、予報業務を行うために必要な現象の予想に関する知識および技能について、予報士試験を行うものとする。

気象予報士としての知識および技能を認定するために昨年の8月28日に第1回の試験が実施されて以来、既に1,088名の方が資格を得ていますが、一段と狭き門になってきています。

5. おわりに

民間気象会社による一般への気象情報提供と

いう意味では先進国である米国では官民の役割分担は日本以上に明確であると聞く。

また、米国国家気象局は最新の観測、予報技術を導入し、重大な災害をもたらす現象の予報精度向上に努め、メディアによる国民への周知およびサービスは民間気象会社にまかせているという。しかも、気象局が現在、実施している分野においても民間が実施可能な分野については撤退を進めているとの報告書を目にしたことがある。

しかし、ここまで来るには50年という歳月を経た結果であり、官民の役割分担が今日のように明確になるまでには紆余曲折があったとも聞く。

日本での「予報自由化」は今、産声をあげたばかり、ほしい時にほしい情報を提供することは持論ではあるが、提供する内容にしっかりとした責任をもつ必要があるのではないかと思う。

() 内は女性

	試験日	受験者数	合格者数	合格率(%)
第1回	H6. 8. 28	2,777 (180)	500 (11)	18.0
第2回	H6. 12. 18	2,705 (165)	313 (10)	11.6
第3回	H7. 3. 19	2,771 (192)	275 (10)	9.9
計		8,253 (537)	1,088 (31)	13.2

表-2 過去3回の合格率